

令和2年度「学校いじめ防止基本方針（概要版）」

天童市立第三中学校

※「いじめ防止法」：いじめ防止対策推進法

1 はじめに

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、けんかやふざけ合い等による生徒の被害性にも着目しながら、生徒の尊厳を保持することを目的に、未然防止、早期発見・対応、組織的な対応等に全力で取り組むものとする。

2 いじめの定義（H29.11「山形県いじめ防止基本方針」の改訂による）

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものを言う。

※けんかやふざけ合いであっても、生徒の感じる被害性に着目し、該当するか否かを判断する。

※好意で行った行為が、相手に苦痛を感じさせてしまった場合もいじめに該当する。

3 いじめ防止のための組織（いじめ防止法22条）と具体的な取組み

(1) 「いじめ防止対策委員会」

○校内職員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、教育相談主任、
特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談員

○校外関係者：学校評議員代表（公民館長）、PTA会長、SC（臨床心理士）、人権擁護委員
SSWC（スクールソーシャルワーカー）

(2) 具体的な取組み

○基本方針の作成・実行・検証・修正等
○いじめの相談窓口、情報収集、組織的な対応

4 いじめの未然防止に向けた取組み

(1) 教職員による指導

○「いじめは絶対に許されない」雰囲気醸成と協働的な授業づくりの推進

○特に配慮が必要な生徒に対しては、日常的にその特性を踏まえた適切な支援・指導を組織的に実施する。

○家庭や関係機関と連携しながら、インターネット上のいじめの未然防止に向けた取組みを計画的、組織的に行う。

(2) 生徒に培う力

○他者への共感的理解、人格尊重態度、コミュニケーション能力、ストレス対処力、自己有用感

(3) 生徒の主体的な取組み「三中生徒会 いじめ防止3ヶ状」

(4) 家庭、地域、教育委員会、関係機関との連携

5 早期発見の在り方

(1) 教職員による積極的な情報収集・認知、定期的調査、教育相談・個人面談の活用

(2) 家庭、地域、関係機関、相談窓口等の組織的連携と体制の構築・改善

6 早期対応・組織的対応・解消の見届け（要件）

- (1) 素早い事実確認、教職員による情報の共有・相談、解消までの見届け
- (2) 発見・通報を受けての組織的対応（保護者、市教育委員会への連絡）
- (3) 被害生徒及びその保護者への対応、加害生徒及びその保護者への対応
- (4) 集団への指導、ネットいじめへの対応（情報モラル、小中・PTA と連携したアウトメディア）等

＜解消の要件＞

- ① いじめに係る行為が少なくとも3ヶ月以上止んでいること。
- ② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

7 重大事態への対応

(1) 重大事態の意味

※以下の（ア）～（ウ）以外でも、学校が重大事態として対処する必要がある判断したもの。

- （ア） いじめにより当該生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- （イ） いじめにより、当該生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- （ウ） 生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあったときも、重大事態が発生したものとして報告・調査等にあたる。

(2) 重大事態への対処の基本的な姿勢

○ いじめがあったのではないかとこの姿勢で事実に向き合う。

○ 生徒・保護者を含め、学校全体の問題であると認識し、予断を許さず、客観的な事実関係を網羅的に明確にする姿勢を持つ。

○ 調査は迅速かつ計画的に行う。

○ 生徒及び保護者に十分説明し、理解を得ながら対応する。

○ 生徒のプライバシーに十分配慮しつつ、必要な情報は適宜提供する。

(3) 調査組織の設置（いじめ防止法28条）調査の実施・連携（市教育委員会及び市長への報告）

○ 市及び県「いじめ解決支援チーム」との連携

○ 市第三者調査組織による調査

○ 当該生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるときは、警察署に通報する。

8 教育相談体制・生徒指導体制の構築、定期的な評価・改善

○ 心のアンケート（3回）、いじめ調査アンケート（2回）、Q-Uアンケート（2回）

○ 週1回の教育相談委員会

校長、教頭、教務主任、教育相談主任・副主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、すこやかスクール相談員、別室学習支援員、（SC）

○ いじめ防止対策に係る取組「点検表」

9 校内研修・学校評価

(1) いじめの理解・組織的対応・Q-Uアンケート等を活かした校内研修の計画的な実施（2回）

(2) いじめの未然防止・早期発見・対応、組織・連携のあり方、校務に対する評価と改善